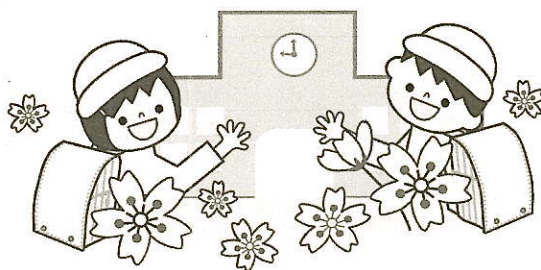


船橋市立薬円台小学校PTA規約



令和4年12月改正

第1章 名 称

- 第 1 条 本会は船橋市立薬円台小学校PTAといふ事務所を同校内に置く。
(船橋市薬円台4-5-1)

第2章 目 的

- 第 2 条 本会は次の諸事項を目的とする。
1. 学校、家庭及び社会における児童の福祉増進に関する事項を推進する。
 2. 学校と家庭の関係を緊密にして、児童育成に努力する。
 3. 学校の教育的環境の整備並びに教育の研究調査をし、もって教育内容の充実を図る。
 4. 社会教育及び地域社会の文化向上に関する事業をする。
 5. その他本校教育のため必要と認められた事業をする。

第3章 方 針

- 第 3 条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であつて教育を主とする民主的団体として自主的に活動する。
- 第 4 条 本会は学校及び教育委員会と連絡を密にし教育活動を助長するための建設的な意見を具申し、あるいは参考資料を提供するが直接に学校の人事や管理に干渉しない。
- 第 5 条 本会は学校財政及び教員の給与に関して直接の責任を負うものではない。
- 第 6 条 本会は教育予算の充実を図るために努力する。
- 第 7 条 本会は第2条の目的に合致するような他の団体や機関と密接な協力をするがその支配・統制・干渉は受けない。

第4章 会 員

- 第 8 条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者(又はこれに代わる者)及び本校の教職員をもって構成する。

第5章

会 計

- 第 9 条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金をもってあてる。
- 第 10 条 会費は一世帯当たり月額300円とし変更については総会の承認を得なければならない。
- 第 11 条 本会の会計は総会で決議された予算に基づいて行われる。
- 第 12 条 本会の予算は運営委員会の議を経て年度の途中で補正することができる。
- 第 13 条 本会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章

役 員

- 第 14 条 本会に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----------|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 3名 | 学校代表 (校長) | |
| 会計 | 2名 | 書記 | 2名 | 会計監査 | 2名 |
- 但し、必要のある場合は運営委員会の承認を得て、人数を変更できる。
- 第 15 条 会長の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務の全てを統括する。
 2. 会長は運営委員会を開くことができない緊急かつ即決を要する事項についてのみ本部役員と協議し専決することができる。
 3. 専決処分はすみやかに運営委員会に報告しなければならない。但し専決処分の効力はかわらない。
- 第 16 条 副会長は会長を補佐し会長に事故のあるときは代行する。
- 第 17 条 会計は総会で決定した予算及び運営委員会で補正した予算に基づいて、いっさいの会計を処理し総会に決算報告をする。
- 第 18 条 書記はこの会の庶務一般を担当し会議の議事を記録整理し、その処理にあたる。
- 第 19 条 会計監査は会計事務を監査し総会に報告する。
- 第 20 条 校長は本会と学校運営についての調整のための全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第7章

役員の選出及び任期

第 21 条 役員の選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長、会計、書記及び会計監査(年2回)は、選考委員会により推薦され、総会の承認を受ける。
2. 役員選出に関する細則は別に定める。

第 22 条 役員の任期は1ヶ年とし再選を妨げない。役員は任期満了といえども後任決定まで引き続き任務を行うものとする。

欠員が生じた時は前任者の残期間として運営委員会にて指名する。

第8章

機 関

第 23 条 本会に下記の機関を置く。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 総 会 | 4. 学年委員会 |
| 2. 本部役員会 | 5. 専門部会 |
| 3. 運営委員会 | 6. 特別委員会 |

第9章

組 織 と 任 務

第 24 条 総会は最高の決議機関として年1回、招集または書面等によって開催する。開催方法は会長の判断で決定することができる。

総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

但し、会員の3分の2以上の要求、運営委員会の決議及び会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

第 25 条 総会は下記事項を審議決定する。

1. 活動計画及び報告
2. 予算及び決算
3. 役員の選任
4. 規約の改正
5. その他重要事項

《 本 部 役 員 会 》

第 26 条 本部役員はこの会の執行機関であって監査を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

第 27 条 本部役員の任務は次の通りとする。

1. 総会に提出する議案の審議
2. 運営委員会に提出する議案の企画審議
3. 予算案の編成及び審議
4. 決算書の作成
5. 各会の連絡調整
6. 細則の起案
7. 各部委員会の総括と把握
8. その他緊急事項の処理

《 運 営 委 員 会 》

第 28 条 運営委員会は次の者をもって構成され、会長がこれを招集する。運営委員が出席できない場合は、代理出席を認める。

1. 本部役員
2. 教職員
3. 各専門部 1名
4. 各学年 1名
5. 会長が必要と認めた者

第 29 条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関にして次の事項を審議決定する。

1. 総会に付議する事項
2. 事業計画及び予算計画に関する事項
3. 規約の改正に関する事項
4. 本部役員会の決定事項
5. 人事に関する事項
6. 各専門部、学年委員会の活動事項
7. その他

《 学 年 委 員 会 》

第 30 条 学年委員会は学年毎に各学年委員をもって構成する。

1. 学年毎に正副学年長を互選する。
2. 当会は学年長が招集する。

《 専 門 部 会 》

- 第 31 条 本会に広報部、校外生活部、薬小フェスティバル実行委員会
選考委員会、卒業対策委員会の専門部を置く。
- 第 32 条 1. 広報部、校外生活部、薬小フェスティバル実行委員会、
選考委員会は各学級から選出された専門部員により構成する。
2. 各部において正副部長を互選する。
3. 各部は部長が招集する。
- 第 33 条 各学年長は、運営委員となる。
- 第 34 条 各専門部長は、運営委員となる。
- 第 35 条 各会議は、出席者の過半数をもって決議する。
- 第 36 条 特別委員会は、運営委員会の承認を受けて設置することができる。
- 第 37 条 各委員会、各部の任務は次の通りとする。
1. 学年委員会、専門部会はP T A活動の基盤であることを自覚して学級・学年の声を吸い上げるよう努め、会員・教職員相互の意思の疎通と親睦を図る。又、学年委員は、薬小フェスティバルの際、学級・学年の出店責任者として企画、運営をする。
 2. 広報部はP T Aの広報活動(新聞・機関紙等)を充実し会員の意識の高揚をはかる。
 3. 校外生活部は児童の安全及び健全育成のため、地域の環境作り等に努める。
 4. 薬小フェスティバル実行委員会は、薬小フェスティバルの企画、運営をする。
 5. 青少年補導員は任期を6月1日から2年間とし、船橋市青少年補導員連絡協議会の会員として活動する。
 6. 選考委員会は本部役員の選出を行う。但し、役員選出に関する細則は別に定める。
 7. 卒業対策委員会は6年生保護者が務めることとし、卒業に関わる諸事のとりまとめを行う。

第10章

慶弔規定

- 第 38 条 1. 弔慰金 児童及び会員 5000円
2. 弔慰金 教職員の配偶者及び子ども 5000円
3. その他 特別な場合は運営委員会で決める。

第11章

設立年月日

第 39 条 本会の設立年月日は、昭和28年8月1日とする。

平成31年4月19日 一部改正

令和 4年2月10日 一部改正

令和 4年12月8日 一部改正

役員選出に関する細則

第 1 条 この細則は、薬円台小学校PTA規約第7章に基づき役員選出が、公正に行われるためも設ける。

第 2 条 役員選出を行うため選考委員会を設ける。

第 3 条 1. 選考委員会は各学級から選出された専門部員により構成する。
2. 委員会は委員長、副委員長、書記を互選する。
3. 委員会は委員長が招集する。

《 候 補 者 の 選 考 》

第 4 条 1. 候補者は全会員のうちから選出しなければならない。
但し、選考委員は候補者になることができない。
2. 選考委員が候補者に推薦され受託する場合、委員を辞退しなければならない。
3. 候補者の選考方法は、運営委員会の承認を得て選考委員が定める。

《 候 補 者 の 承 諾 》

第 5 条 選考委員が候補者を推薦する場合、本人の承諾を得なければならない。

《 選 考 委 員 の 任 期 》

第 6 条 選考委員の任期は、委員会が発足した時から4月の総会までとする。

サークル活動に関する細則

- 第 1 条 この細則は、薬円台小学校PTA規約27条6に基づき、サークル活動が円滑かつ継続的に行われるため設ける。
- 第 2 条 サークルの新規発足については、以下の条件を必要とする。
1. 10人以上のPTA会員
 2. 活動目的、計画を書面にて提出
 3. 活動は、月1回以上行うことを原則とする。
 4. 活動場所は校内を原則とする。
- 第 3 条 サークル活動の約束事項
1. OB会員数は現会員数を上回ってはいけない。
 2. 活動補助金は活動状況、人数により支払われないことがある。
- 第 4 条 サークル発足等に関する手続きは、本部へ申請し、審議の上、本部が運営委員会に提出し、そこで審議の上、承認により発足となる。
- 但し、活動補助金については、次年度より支払うこととする。
- 第 5 条 この細則の改正については、運営委員会の承認を得なければならない。

●..... 船橋市立薬円台小学校PTA 組織図

